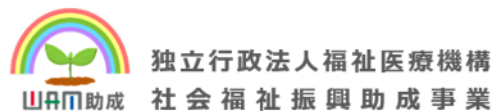


令和7年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成

報告書

名古屋地域に暮らす難民の  
住居支援を通じた地域共生社会づくり事業

2026年3月





## 1. はじめに

日本に逃れて来た難民を取り巻く状況は、依然として厳しいものがあります。日本の難民認定率は他国と比べても極めて低く、多くの難民申請者が長期間にわたり不安定な法的地位のまま生活せざるを得ない状況が続いています。さらに、2024年6月には2023（令和5）年入管法改定法が全面施行され、一定の条件の下で難民申請者の送還が可能となるなど、難民申請者が置かれている状況は、改善されているとは言い難い状況にあります。先の見通しが立たない中で生活を続けなければならない難民申請者にとって、安心して暮らすことのできる住環境の確保は大きな課題の一つとなっています。

難民申請者に対する公的な生活支援としては、法務省の外郭団体である難民事業本部（通称「RHQ」）による保護費制度がありますが、対象者は原則として1回目の難民申請者に限定されており、申請から支援開始まで一定の期間を要します。そのため、制度の狭間に置かれ、生活支援にアクセスできないまま困窮する人が後を絶たない状況があります。特に住居の確保については、公的支援が十分とは言えず、住む場所がなくホームレス状態に陥る、あるいはその危険に直面する難民申請者も少なくありません。

また、RHQが提供する難民申請者向けの緊急宿泊施設は関東および関西に設置されているのみであり、東海地域に暮らす難民申請者にとっては実質的に利用が困難な状況が続いています。このような地域差の存在により、名古屋出入国在留管理局管轄地域では、住居のない難民申請者が地域の支援団体や個人の協力を頼らざるを得ない状況が続いています。

こうした中、弊団体には住居に関する相談が増加しており、ホームレス状態にある、あるいは住居を失う危険に直面している難民申請者への支援が喫緊の課題となっています。

本助成事業の1年目では、緊急の住居支援や個別相談への対応を通して、ホームレス状態に陥る難民申請者を防ぐ取り組みを行ってきました。その中で、DV被害を受けた女性や妊婦、宗教上の配慮が必要な方など、難民の住居ニーズが多様化していることが改めて明らかになりました。また、難民本人だけでなく、大家や不動産会社においても制度や状況に関する理解が十分に広がっていないことから、賃貸住宅への入居が難しいケースが少なくないことも課題として見えてきました。

こうした課題を踏まえ、本事業の2年目では、緊急の個別支援として地域の多様なアクターと連携した住居の確保を継続するとともに、新たに大家や不動産会社へのアプローチを行いました。また、専門スタッフによる住居に関する相談対応と伴走支援、交流会の継続に加え、難民自身が住居に関する知識や情報を得て主体的に生活基盤を築いていくためのエンパワメントの取り組みも実施しました。さらに、大家・不動産会社向けの資料作成や民間

支援団体との連携、行政との対話を通して、難民の住居支援における地域差の解消と地域における支え合いのネットワークづくりに取り組みました。

本報告書では、これら 2 年目の取り組みの内容と成果について報告するとともに、事業を通して見えてきた課題について整理します。

## 2. 事業概要

本事業では、名古屋出入国在留管理局管轄地域に暮らす難民を含め、社会的に弱い立場に置かれている人々が安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現を目指し、住居支援を中心とした取り組みを行いました。特に、困窮する難民が安心して生活を立て直すためには、まず安全に暮らせる住居を確保することが重要であるとの考えから、難民一人ひとりの状況やニーズに応じた多様な住居の確保と、専門スタッフによる伴走支援を組み合わせた支援を実施しました。

### ① 緊急支援としての個別支援

地域の支援団体が運営するシェルター、寮を備えた職場、ゲストハウスやホテルなど、地域のさまざまな資源を活用しながら、難民一人ひとりの状況に応じた住居の確保に取り組みました。

弊団体のスタッフが相談窓口として住居をはじめとする生活相談に対応し、地域の支援団体や関係機関と連携しながら、困窮する難民に対して伴走型の支援を行いました。経済的な困窮や社会的孤立の中にある難民が、緊急支援が必要な状態から徐々に脱し、地域で安心して暮らしていくことができるよう、生活基盤の整備を支援しました。

### ② 大家・不動産会社向けリーフレットの作成

新たに大家・不動産会社向けのリーフレットを作成し、難民申請者の在留資格や保護費の仕組みに関する理解促進に取り組みました。あわせて、賃貸会社への説明時に当該資料を活用することで、制度への誤解や不安の解消を図り、難民が家探しをする際の課題の改善に取り組みました。

### ③ 難民対象の交流会やワークショップの実施

地域の障がい者支援団体と連携し、難民同士や地域住民が交流できる機会を定期的に設けました。交流会の開催に加え、難民が日本での住居確保の仕組みや生活に関する知識を得ることを目的としたワークショップを新たに実施し、難民自身が将来の生活について見通しを立てられるようになるためのエンパワメントにも取り組みました。これらの取り組みを通して、将来的には難民や障がい者など、社会的に弱い立場に置かれた人々が支え合うことのできる地域の拠点づくりにつなげていくことを目指しています。

### ④ ネットワーク構築

長期的な取り組みとして、地域における支え合いのネットワーク構築にも取り組みました。民間の支援団体との連携を強化するとともに、難民の住居確保に関する課題の解決に向け

て、大家や不動産会社への働きかけを行いました。

また、難民申請者に対する住居支援における地域差の解消を目指し、関係する行政機関への働きかけも継続して行いました。名古屋地域に暮らす難民申請者が公的な住居支援を利用しやすくなるよう、関係機関との対話や情報共有を重ねながら、地域における支援体制の改善に取り組みました。

これらの取り組みを通して、緊急支援と長期的な支援の両面から、地域の多様なアクターと連携しながら難民の住環境の改善を図り、難民が地域の中で安心して暮らすことのできる社会の実現を目指しました。

### 3. 事業報告

#### (1) 住居に関する相談

##### ① 緊急支援

2年目においても、ホームレス状態にある、または現在の住居を失いそうになっている難民からの相談が寄せられました。こうしたケースは計8名にのぼり、事情の聴き取りを行った上で、外部のシェルターへ直接つなぐほか、受け入れ先の支援者との調整を行うなど、緊急的な住居の確保に取り組みました。

一方で、2年目はこれまでと異なる傾向として、空港で入国できず収容された難民申請者からの相談が過去最多となりました。収容下にある場合、本人が携帯電話等に自由にアクセスできないため、難民申請に必要な証拠資料が手元にあっても提出できない、また新たな証拠の収集も極めて困難であるといった課題があります。さらに、限られた面会時間の中で聴き取りを行い、申請内容を整理する必要があることから、支援には多くの時間と労力を要しました。

このような状況の中で、本事業では、緊急的な住居の確保を行うとともに、それが一時的な対応にとどまらないよう、難民として適切に認定されるための支援を併せて実施しました。具体的には、難民申請に必要な聴き取りや申請書の作成、証拠資料の収集・整理、翻訳などを行い、安定した在留資格につながる手続きを支援しました。また、食料の提供など、生活を維持するための支援も併せて行いました。住居の確保は安心してこれらの手続きを進めるための前提であり、生活支援と難民申請支援を一体的に行うことが不可欠となっています。

##### ② 住居に関する支援

ホームレス状態ではない場合でも、住居に関する不安や課題を抱える難民は多く、家探しや契約、入居後のトラブル対応など、住居に関する支援は17名に対して行い、延べ約300回の相談に対応しました。

相談内容としては、「家探しに苦労している。今の在留資格だとなかなか紹介してもらえない」「大家や保証会社との間でトラブルが生じている」「引っ越し後の手続きがよく分からない」といったものがありました。これらに対しては、物件探しの支援や関係各所との調整や仲裁、必要に応じた同行支援などを行いました。

また、緊急的に確保した住居から安定した生活へ移行するため、難民事業本部（RHQ）の

保護費の申請支援を行うとともに、賃貸住宅への入居に向けた支援を実施しました。住居の安定は、難民申請に落ち着いて取り組むための重要な基盤であり、こうした支援を通して、困窮する難民が安心して手続きを進められる環境づくりに取り組みました。

このように、2年目においては、住居の確保、生活支援、難民申請支援を組み合わせることで、生活基盤と法的地位の両面から支援を行いました。

### 支援した難民の方からの声

日本に来た当初、知り合いはほとんどおらず、行政手続きについてもまだよく理解できていませんでした。安定した住まいを見つけるのは難しく、手続きや求められることに対して、少し戸惑いを感じていました。

DAN（弊団体の通称）は、書類の理解や難民申請の準備といった重要な手続きにおいて私をサポートし、何よりも忍耐強く一步一步導いてくれました。彼らの支援のおかげで、当初は自分だけでは乗り越えられなかったであろう困難を克服することができました。

### ボランティアの声

数回、シェルターに滞在しておられた難民の方々が次の住まいに転居されるお手伝いをしました。

シェルターはあくまでも緊急避難先ですので、転居先はもう少し一般的な、民間のアパートということになります。ご本人と身の回りの品を新しい住まいにお届けしたのですが、身一つで日本に逃れて来られた方々が1から日本で暮らしていけるようにするのに、いったいどれだけのものが必要だろうか、考えを巡らせながら向かいました。幸い転居先の大家さんが理解のある方で、当面の家財道具一式は用意してくださっていたので、その日から生活を始めることはできそうでした。その一方で、役所や郵便局の手続にも同行したのですが私たち日本人にもよく分からないことが多いうえ、ガスや電気の契約から在留資格の手続、就労に至るまで、生活が安定するまでの道のりは遠いと感じざるを得ませんでした。

難民の方はそもそも、アパートを見つけることが困難だとも聞いています。人生を左右する場面で何度も拒絶され、どれほど不安な気持ちかと思います。活動で接する難民の皆さんは穏やかで、思いやりがあり、真面目な人が多い印象で、少しの理解さえあれば日本で仲間として何の問題もなくやっていける人たちだと思います。2月の「交流会」では学生さんたちがゴミ出しのルールを趣向を凝らして紹介してくれたのですが、その熱意が難民の皆さんには心強かったのではないのでしょうか。私にできることは知れていますが、彼らのこの地での暮らしが少しでも幸福なものとなるよう、これからもお手伝いをしていきたいと思っています。

## (2) 大家・不動産会社向けの資料作成

難民申請者の住居確保においては、在留資格や生活状況に対する理解不足から、賃貸住宅への入居が難しいという課題があります。実際に、不動産会社や大家から「在留期間が短い」「保護費の仕組みが分からない」といった理由で、物件の紹介自体を断られるケースが少なくありませんでした。

こうした課題に対応するため、本事業では新たに、大家・不動産会社向けのリーフレットを作成しました。作成にあたっては、団体内でこれまでの支援事例をもとに課題の整理を行うとともに、実際に難民の方々へのアンケートや座談会（15～16 ページ参照）を実施し、住居探しの中で直面している困難について把握しました。その上で内容を検討し、外部のデザイナーと複数回の打合せを重ね、A4用紙1枚のリーフレットとして完成させました。

不動産会社様・大家様へ  
～難民申請中の方に家を貸して大丈夫?～

こんなことはありませんか？

- 難民の方が家探しに来て、在留期間が6か月と記載されているのを見て、入居や紹介をお断りしたことはありませんか？
- 在留カードを持っていない外国人の方が家探しに来て、「難民申請中で保護費を支払っているのだから家賃を支払えます」と言われたものの、よく分からずお断りしたことはありませんか？

→ 実はどちらの場合でも、家を貸していただくことができます！

**難民とは**

難民の定義は難民条約（1951年難民の地位に関する条約と1967年難民の地位に関する議定書）で決まっています。

- 出身国の外にいる。
- 迫害を受ける恐れがあるという十分に理由のある恐怖を有する。
- その恐怖は、人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由としている。
- 出身国の保護を受けることができない、又は上記のような恐怖を有するためにそれを望まない。

→ このような経験をした難民の方が、日本にもたくさん選れてきています。

**日本で難民として認められるには**

日本で難民として認められるためには、難民申請が必要です。  
申請は、本人が行っている地域の出入国管理庁で行います。

**難民申請手続き中の在留資格**

難民申請中は、一般的に「特定活動」という在留資格を持つ方が多いです。期間は2か月から6か月です。  
これは原則、難民申請の結果が出るまで更新され続けます。  
難民申請の結果が出るまでに平均約4年<sup>※</sup>かかるため、申請手続きの段階にもよりますが、在留期限が過ぎていても、在留期間の更新申請をすれば、原則として更新されます。  
そのため、期間が「短し」からと言って家賃を支えないということはありません。  
<sup>※</sup> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001393012.pdf>

**保護費**

法務省の委託を受けた難民事業本部（RHQ）が、経済的に困っている難民申請者への資金援助を行っています。  
これを「保護費」と呼びます。  
難民に選ばれると毎月支給されるため、家賃を支払うことができます。  
支給されるのは家賃のみで、税金や生活費などの諸経費は対象外です。  
そのため、就労による収入がなくとも、保護費受給者であれば、家を貸すことができます。

**ご協力をお願いします**

難民は毎年の迫害を恐れ、命をかけて日本にたどり着いた方たちや、帰国したら命の危険があるため、帰りたいと願わず日本で生きていくことを決めた方たちです。  
難民申請中の在留資格や保護費についての正しい理解・知識が広まり、家を借りられず困窮する方が一人でも減るよう、このリーフレットを作成しました。

特定非営利活動法人  
**名古屋難民支援室**  
Door to Asylum Nagoya

〒460-0002  
名古屋市中区丸の内2-1-30 丸の内オアスイフォーラム 601  
TEL: 070-5444-1725 E-Mail: info@door-to-asylum.jp

もし難民申請中の方からお問い合わせがあった場合は、すぐにお断りせず、まずは私たちの団体へご相談ください。

鳥成 独立行政法人労働政策研究・研修機構  
労働政策研究センター

リーフレットでは、難民の基本的な定義や、日本における難民認定申請の流れに加え、特に誤解が生じやすい在留資格「特定活動」の性質や、難民事業本部（RHQ）による保護費の仕組みについて分かりやすく整理しました。これにより、在留期間が短いことへの不安や、家賃支払いに対する懸念といった、不動産事業者側の疑問に対して具体的に説明できる内容としました。

作成したリーフレットは、実際に賃貸会社を訪問する際などに持参し、難民申請者の状況を説明する際の補足資料として活用しました。これにより、従来は「保護費とは何か分からない」といった理由で物件紹介に至らなかったケースにおいても、制度の説明を行うことで理解を得られる場面が見られました。

一方で、依然として「保護費を受給していることの証明書がない場合は紹介できない」といった対応もあり、すべての課題が解消されたわけではありません。賃貸市場における受け入れのハードルは依然として高く、制度に対する理解の促進とあわせて、今後も継続的な働きかけが必要であることが明らかとなりました。

本取り組みを通して、難民申請者の住居確保における課題は、個別の支援だけでなく、受け入れ側である地域社会への情報提供や理解促進とあわせて取り組む必要があることが改めて確認されました。

### 支援した難民の方からの声

住んでいた部屋を出なければならなくなるまであと 3 日しか残っていなかったことを覚えています。どこへ行けばいいのか全く見当もつきませんでした。ある人に会って自分の状況を説明しましたが、その人には「手助けはできない」と言われました。しかし、名古屋に連絡を取れる人がいると教えてくれました。

そうして、ある人に DAN の事務所まで連れて行ってもらいました。そこでは、DAN のスタッフがとても温かく迎えてくれました。彼らは時間をかけて私の話に耳を傾け、私の状況を理解してくれました。行く当てがなく、大変な状況にあることを説明しました。彼らは、住む場所を見つけるのを手伝うと言ってくれ、その温かい対応に希望が湧いてきました。そして案の定、翌日には住む場所を見つけてくれ、到着時には、DAN のスタッフが迎えに来てくれました。

その後も、DAN は食料の提供や行政手続きのサポート、そして難民申請に関して貴重なアドバイスをくれるなど、私を支え続けてくれました。DAN のメンバーは、その任務の困難さにもかかわらず、献身的に働く素晴らしいプロフェッショナルたちです。

当初、私はどうやって移動すればいいのかさえ分かりませんでした。彼らは私が行くべき場所の住所を教えてくれ、電車の乗り方も丁寧に説明してくれました。

彼らの助けを借りて以来、私が抱えていた絶望感は消え去りました。希望を取り戻し、支えられているという感覚を再び感じることができました。今日、私が元気に過ごしているのは、今も私を支え続けてくれている DANのおかげです。DAN のスタッフ全員と、共に活動するボランティアの方々が、これからも善行を続け、未来への希望を失った難民の人々を助ける力を持ち続けられますよう、心から祈っています。

### (3) 交流会やワークショップ

地域に暮らす難民が、難民同士や地域住民との交流やワークショップを通して、日本での生活に関する知識や人とつながる機会を得ることは、緊急支援の段階から脱し、自立に向けた見通しを立てる上で重要です。また、こうした場合は、孤立を防ぎ、継続的に地域の中で生活していくための社会的なつながりを築く機会にもなります。

本事業の2年目では、地域の障がい者支援団体と連携し、将来的に社会的弱者が支え合う拠点となることを目指している会場を活用し、交流会およびワークショップを実施しました。単なる交流にとどまらず、難民自身が生活に必要な知識を得るとともに、自ら課題を共有し、学び合う機会となるよう企画しました。

具体的には、以下の内容で実施しました。

- ・2025年5月18日 郵便マナーに関するワークショップ
- ・2025年7月27日 住居確保に関する課題を共有する座談会
- ・2025年10月5日 社会保険に関するワークショップ
- ・2025年11月23日 交流会
- ・2026年2月11日 大学生によるごみのマナーに関するワークショップおよび交流会

これらの取り組みを通して、難民が日本で生活する上で必要な具体的な知識を得る機会を提供するとともに、難民同士や地域住民との関係性の構築を進めることができました。特に、住居に関する座談会では、難民自身が住居確保の過程で直面している課題や不安を共有することができ、それらの声は大家・不動産会社向けリーフレットの作成にも活かされるなど、その後の支援の具体化につながりました。

また、継続的に同じ会場で実施することで、参加者同士の関係性が徐々に深まり、安心して集まることのできる場として機能し始めています。今後は、こうした取り組みを通して形成されたつながりを基盤に、難民や障がい者など、地域において社会的に弱い立場に置かれている人々が支え合うことのできる拠点づくりへと発展させていくことが期待されます。

本報告書では、2025年5月18日に実施した郵便マナーに関するワークショップと2025年7月27日に実施した住居確保に関する課題を共有する座談会の様子をご紹介します。

## 2025年5月18日 郵便マナーに関するワークショップ

本事業で難民の居住支援を行っている一環として、日本で郵便を送る方法やマナーについてのワークショップを行いました。DANスタッフが日本の郵便システムや宛名の書き方を説明し、参加者も実際に封筒に宛名を記入するなど、実践も交えながら実施しました。

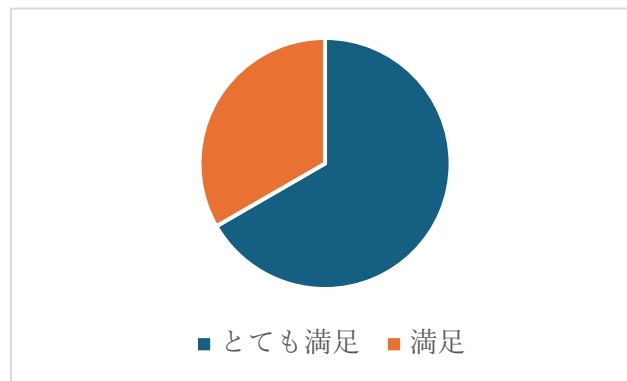
最初に、事前知識がない状態で、送付元を自分（プライバシーに配慮し、全員住所と名前は「DAN」とした）、宛先を「名古屋入管」と仮定しどのように封筒に情報を記載するか、参加者に実際にやってみていただきました。その上で、書類を送る際の正しい封筒の書き方を、封筒のイラスト付きのパワーポイントを使用して説明しました。その後、郵便切手の料金や、速達・簡易書留で送る方法、レターパックの使い方も説明しました。こういった書類を記録付きで送付すべきかや、配達記録の追跡方法についてもレクチャーしました。難民認定を受けると、日本政府の定住支援プログラムを受けることができますが、それに参加した経験がある参加者から、「この郵便マナーについてはその中で学ぶ機会がなかったので、今日のワークショップはとても有益だった」という感想があり、来日したばかりの難民の方だけでなく、数年日本に暮らしている難民の方にとっても必要な情報提供をすることができました。





ワークショップの様子

ワークショップ終了後のアンケートでは、回答した9人中6人が「とても満足」、3人が「満足」と答えました。



満足した理由としては、次のような回答がありました（自由記述）。

- ・よいマナーでの手紙の書き方を知ることができて、とても充実していました。
- ・新しいことを学ぶことができました。
- ・とても実践的な内容で、日本での常識を学ぶことができました。
- ・入管や、そのほかの組織に郵便物を送るための、適切で丁寧な方法を勉強することができました。
- ・教えていただいたことに、とても満足しました。
- ・今まで知らなかった、郵便マナーを知ることができました。

また、ワークショップ終了後は、衣類や食料を配布しました。この日は、日本に数年住ん

でいる難民の方から、「自分はもう使わないから」と初級レベルの日本語教材の寄付をいただき、これから日本語を真剣に勉強しよう、と考えている難民の方がそれを手に取り、嬉しそうに持って帰る姿が見られました。用意した食料はほとんどがなくなり、必要としている方に食料をお渡しすることができました。参加者同士で、ハラル食品であるか否かや、中身について話し合っ、勧め合うなど、和気あいあいとした雰囲気です会を終えました。



難民参加者が食料や衣類の陳列を手伝ってくれました

### 2025年7月27日 住居確保に関する課題を共有する座談会

本事業で難民の居住支援を行っている一環として、難民の方と、日本で家を借りることの難しさについてディスカッションしました。

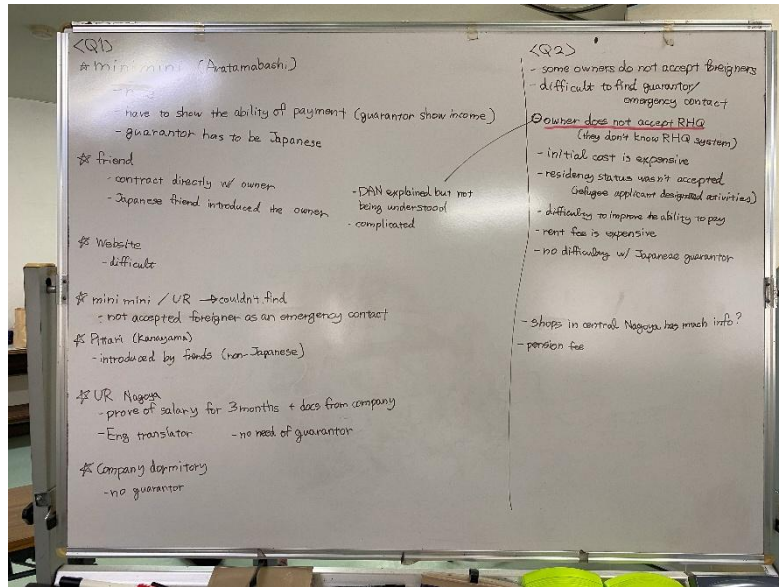


座談会の様子

質問用紙を作成し、①どのように住居を探したか、②苦勞した点の2つについて聞きました。最初10分ほど記入時間を設け、その後、全員で回答を共有しながら、どのような方法が効果的だったか、どのような障壁があったか話し合いました。

①の探し方については、インターネットで探したがうまくいかず、日本人の知人、支援者、同国人の知人など、自分よりノウハウがある人を頼ることで、契約につながったという人が複数いました。また、UR都市機構は就労しており就労証明書さえ出せば家を紹介してもらえるので簡単だったという人がいる一方で、RHQの保護費を受給しており最近就労許可を得たばかりの人はこの条件をクリアできずURでは借りられなかった、という話もありました。

②の苦勞した点については、在留資格が短いこと（特定活動6月）や日本語を話せないために断られた、日本人の緊急連絡先の提出が必須で、誰もお願いできる人がいなかったために契約できなかった、外国人不可の物件ばかりだった、RHQの保護費が複雑で理解してもらえなかった、初期費用が高すぎて、仕事を始めたばかりなので工面できず居候しているなどの意見がありました。



議論の内容

座談会を踏まえ、DANとしては、直接大家さんにつながれたことで、柔軟な契約にしてもらえたという声もあったため、紹介できる大家さんを少しずつ増やしていくことや、家探しに活用してもらえるような、不動産会社向けの保護費や難民申請者の在留資格について説明する資料作成に取り組むことにつながりました。

座談会終了後には食料や衣類の配布を行ったり、個別相談にのったりしました。



配布した食料

## (4) ネットワーク構築

難民一人ひとりへの住居に関する緊急支援を行うと同時に、地域内のネットワーク構築による長期的な環境整備にも取り組みました。ネットワーク構築に取り組むにあたっては、本事業の1年目の気づきであった、「難民のみのための仕組みづくりではなく、市民対象のプログラムや制度の中に、いかに難民やホームレスなど脆弱な人々を排除せず組み込んでもらえるか、そしてそれを、いかに連携体制の中で実現させるか、ということが行政と連携する上で重要なポイントになる」を意識し、民間と行政それぞれとの連携により、難民を含む社会的に弱い立場に置かれている人々が抱える住居に関する課題の解決を図りました。

### 【民間】

・障がい者支援団体との合同シェルター開設に向けて、引き続き障がい者支援団体との話し合いを重ね、関係者にも常時、事業の取り組み内容や難民の住居ニーズの現状を共有してきました。また、障がいがある難民背景の方に対して、連携してケースワークを行うことで、お互いの活動内容を深く知ることができました。シェルター開設には至りませんでした。その実現に向けての基盤を整えることができたと考えています。

・本事業で作成した大家・不動産会社向けのリーフレットを実際に活用しながら、難民一人ひとりへのケースワークを行うと同時に、大家・不動産会社への難民の現状に対する理解促進に取り組みました。具体例としては、住居を探している難民の方が不動産会社に行く際に同行し、リーフレットを活用しながら、難民申請者に対する公的支援である保護費について説明したり、現在や今後の在留資格および家賃支払いの見通しについて説明したりすることで、不動産会社が保証会社や大家に対して、住居を探している難民の方の家賃支払いの見通しについて説明できるよう補助しました。

### 【行政】

・難民申請者に対する唯一の公的支援である保護費については、日本で難民支援を行う団体のネットワーク団体であるなんみんフォーラム（FRJ）を通じて、入管庁在留支援課や委託先である難民事業本部（RHQ）との協議を行い、難民が抱える住居に関わる課題を共有し、解決に向けての協議を行いました。また、名古屋地域の難民申請者を管轄するRHQ 関西支部とは、個別事案を通してコミュニケーションを取り合い、手続きの円滑化や透明性確保に取り組みました。

・公営住宅については、1年目の助成事業でホームステイのニーズの発信などを重ねる中で、実際にホームレスになる難民申請者が過去最多であったことから、地域の市民と市営住宅に働きかけることや、所有する公団の修理を行い緊急利用できるようにするなど「難民も排

除しない地域づくり」に向けて動き出すことができたため、2年目の本事業期間においては、その促進を地域の方々と共に取り組み、行政にも働きかけることを目標として掲げていました。1年目の成果と課題をまとめた報告書と、2年目で作成した大家・不動産向けリーフレットを活用し、名古屋市の次期多文化共生推進プランに向けてのヒアリングの中で、公営住宅の整備と活用が、いかに「難民も排除しない地域づくり」の重要な基盤づくりにつながるかについてお伝えすることができました。

さらに、そこから、同市の国際交流課の担当の方の仲立ちで市営住宅の管理を行う住宅都市局を訪問し、市営住宅の入居の要件について教えていただくことで、難民の方の中で市営住宅に入居できる可能性とその場合の条件、そして課題を明らかにすることができました。

・計画時には想定していなかった成果として、社会福祉協議会から難民の方の住居支援についての問い合わせを受けたことをきっかけに、地域内で定期的に行われている行政と民間団体の重層的支援会議に参加するようになりました。会合に継続して参加する中で、広く社会資源としてどのような住居支援が存在するのか理解を深めると共に、難民の方がホームレスになったり住居の課題を抱えたりする制度上の構造や社会課題について、社会福祉協議会や市などから委託を受けて住居支援を行う民間団体などと共有し、連携について相談する関係を築くことができました。

## 4. 成果や課題

### 成果

本事業の2年目においては、住居の確保を起点としながら、生活支援および難民申請支援を組み合わせた包括的な支援を実施することで、困窮する難民が地域で生活を継続するための基盤づくりを進めることができました。

まず、ホームレス状態または住居喪失の危機にある難民に対して、外部シェルターとの連携や支援者間の調整を通して、緊急的な住居の確保を行いました。また、住居に課題を抱える難民に対しては、家探しや契約支援、不動産会社との調整などを行い、延べ約300回にわたる相談対応を通して、住環境の改善に取り組みました。

加えて、住居支援を一時的な対応にとどめず、難民として適切に認定されるための支援や生活支援をあわせて実施したことにより、困窮状態からの脱却に向けた道筋を支えることができました。住居の安定を前提として、難民申請に必要な手続きを進めることが可能となり、支援の実効性を高めることにつながりました。

また、新たな取り組みとして実施した大家・不動産会社向けリーフレットの作成と活用により、難民申請者の在留資格や保護費に関する理解を補足し、従来は制度が分からないという理由でその場で断られていた場面においても、内容を説明し、検討してもらえる状況を生み出すことができました。加えて、交流会やワークショップを通して把握した当事者の声を資料作成に反映するなど、個別支援と仕組みづくりを結びつける取り組みを行うことができました。

さらに、交流会およびワークショップの継続的な実施により、難民が生活に必要な知識を得る機会を提供するとともに、難民同士や地域住民とのつながりを形成することができました。同一会場での継続開催を通して、安心して集まることのできる場が形成されつつあり、将来的な地域の支え合いの拠点づくりに向けた基盤が整いつつあります。

また、個別支援と並行して、難民を含む脆弱な立場にある人々が地域の既存制度の中で排除されずに支援を受けられる環境づくりに向け、民間団体および行政との連携体制の構築を進めました。障がい者支援団体との継続的な対話やケースワークを通じて協働の基盤を形成するとともに、不動産会社や大家に対してリーフレットを活用した働きかけを行い、難民の住居確保に対する理解促進を図ることができました。

さらに、行政との協議やヒアリングを通じて、保護費や在留支援制度に関する課題の共有を

進めるとともに、公営住宅の活用可能性や制度上の課題を具体的に把握しました。加えて、重層的支援会議への参画を通じて地域の関係機関との連携を強化し、難民の住居問題を地域全体で共有し対応していくための基盤づくりを進めることができました。

## 課題

一方で、本事業を通して、難民の住居支援を取り巻く構造的な課題も改めて明らかとなりました。

第一に、公的な住居支援の不足および地域間格差の問題です。難民申請者向けの緊急宿泊施設は関東および関西に限られており、東海地域に暮らす難民にとっては実質的に利用が困難な状況が続いています。その結果、緊急的な住居確保の多くを民間の支援や地域の協力で依存せざるを得ない状況にあります。

第二に、賃貸住宅へのアクセスの困難さです。リーフレットの活用により一定の理解促進は見られたものの、保護費受給の証明手段がないことや、制度に対する不十分な理解などから、入居を断られるケースは依然として存在しています。個別の説明や調整だけでは解決が難しい課題が残されています。

第三に、支援ニーズの複雑化・多様化です。本事業においても、個別の事情に応じた住居の調整が必要となるケースがあり、既存の支援資源のみでは対応が難しい場面が見られました。また、収容下にある難民申請者への支援においては、証拠収集や申請支援の制約が大きく、住居支援と切り離せない形で新たな課題が顕在化しました。

第四に、支援を支える地域の受け入れ基盤の不足です。個別支援や交流会などを通してつながりは生まれつつあるものの、難民を受け入れる民間のシェルターや住居の選択肢は依然として限られており、地域全体で支える体制の構築は道半ばの状況です。

これらの課題に対しては、個別支援の継続に加え、行政への働きかけや地域との関係主体との連携強化を通して、制度面および地域基盤の両面から継続的に改善を図っていく必要があります。

第五に、民間および行政との連携体制の構築は進展したものの、それらを具体的な住居確保の拡大に十分に結びつけるまでには至っていません。障がい者支援団体との協働や公営住宅の活用に向けた検討も、基盤形成の段階にとどまっており、実際に利用可能な住居資源の創出には引き続き課題が残されています。

また、制度面においても、保護費や在留資格に関する不確実性、手続きの煩雑などが住居確保の障壁となっています。関係機関との協議やネットワークへの参画を通じて課題の共有は進んだものの、制度改善や運用の見直しには中長期的な取り組みが必要であり、構造的課題への継続的な対応が求められます。



特定非営利活動法人 名古屋難民支援室  
Door to Asylum Nagoya (DAN)

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 2-1-30

丸の内オフィスフォーラム 601

TEL : 070-5444-1725 / FAX : 052-308-5073

E-MAIL : [info@door-to-asylum.jp](mailto:info@door-to-asylum.jp)

ウェブサイト <https://www.door-to-asylum.jp/>

フェイスブック <https://www.facebook.com/door.to.asylum>

X [https://twitter.com/door\\_to\\_asylum](https://twitter.com/door_to_asylum)